

議案第53号

杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成5年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名中「乳幼児及び義務教育就学児」を「子ども」に改める。

第1条中「及び義務教育就学児（以下「乳幼児等」を「、義務教育就学児及び高校生等（以下「子ども」に、「乳幼児等の」を「子どもの」に改める。

第2条第1号及び第2号中「達した」を「達する」に改め、同条第3号中「乳幼児等を現に監護し、かつ、扶養」を「子どもを現に監護」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3） 高校生等 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳幼児及び義務教育就学児以外のものをいう。

第3条第1項中「乳幼児等の保護者」を「保護者又は高校生等（何人からも監護されていない者に限る。以下「特定高校生等」という。）」に改め、同項第1号中「及びその者の保護する乳幼児等」を「の監護する子ども又は特定高校生等」に改め、同項第2号中「保護する乳幼児等」を「監護する子ども又は特定高校生等」に改め、「の規定による被保険者」を削り、「被扶養者」を「被保険者若しくは被扶養者」に改め、同条第2項中「乳幼児等」を「子ども」に改め、「保護者」の次に「又は次の各号のいずれかに該当する特定高校生等」を加える。

第5条中「は、その保護する乳幼児等」を「又は特定高校生等は、当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等」に改める。

第6条第1項中「者（以下「対象者」という。）の保護する乳幼児等」を「保護

者の監護する子ども又は特定高校生等」に、「当該乳幼児等」を「当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等」に改める。

第7条第1項中「対象者」を「第5条の規定により医療証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）」に改める。

第8条第3項及び第10条第1項中「その保護する乳幼児等」を「当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等」に改める。

第11条第1項中「その保護する乳幼児等」を「当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等」に、同条第2項中「対象者が保護する乳幼児等」を「第5条の規定により医療証の交付を受けた保護者の監護する子ども又は特定高校生等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新条例第5条の規定による医療証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条及び新条例第8条の規定の例により行うことができる。
- 4 この条例による改正前の杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第5条に規定する医療証（施行日の前日において15歳である義務教育就学児に係るものに限る。）の交付を受けた者については、新条例第5条の規定により当該義務教育就学児について申請をしたものとみなす。
- 5 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年杉並区条例第16号）第5条に規定する医療証の交付を受けた者（施行日の前日において16歳又は17歳である障害者に限る。）の同条に規定する保護者については、新条例第5条の規定により当該障害者について申請をしたものとみなす。
- 6 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年杉並区条例第2

3号) 第6条に規定する医療証（施行日の前日において16歳又は17歳である児童に係るものに限る。）の交付を受けた者については、新条例第5条の規定により当該児童について申請をしたものとみなす。

(提案理由)

医療費助成の対象者を改める等の必要がある。

杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>杉並区子ども の医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>乳幼児、義務教育就学児及び高校生等</u>（以下「子ども」という。）に係る医療費の一部を助成することにより、<u>子どもの</u>健全な育成及び保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 6歳に<u>達する</u>日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) 義務教育就学児 15歳に<u>達する</u>日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳幼児以外のものをいう。</p> <p>(3) <u>高校生等</u> 18歳に<u>達する</u>日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳幼児及び義務教育就学</p>	<p>杉並区乳幼児及び義務教育就学児 の医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>乳幼児及び義務教育就学児</u>（以下「乳幼児等」）に係る医療費の一部を助成することにより、<u>乳幼児等の</u>健全な育成及び保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 6歳に<u>達した</u>日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) 義務教育就学児 15歳に<u>達した</u>日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳幼児以外のものをいう。</p>

児以外のものをいう。

(4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護しているものをいう。

(助成を受けることができる者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、保護者又は高校生等（何人からも監護されていない者に限る。以下「特定高校生等」という。）であって、次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 保護者の監護する子ども又は特定高校生等が、杉並区（以下「区」という。）の区域内に住所を有すること。

(2) 保護者の監護する子ども又は特定高校生等が、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者若しくは被扶養者又はこれに準ずる者であって規則に定めるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当する保護者又は次の各号のいずれかに該当する特定高校生等は、医療費の助成の対象

(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児等を現に監護し、かつ、扶養しているものをいう。

(助成を受けることができる者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、乳幼児等の保護者

であって、次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 保護者及びその者の保護する乳幼児等が、杉並区（以下「区」という。）の区域内に住所を有すること。

(2) 保護者の保護する乳幼児等が、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者若しくは規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者又はこれに準ずる者であって規則に定めるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、乳幼児等が次の各号のいずれかに該当する保護者は、医療費の助成の対象

としない。

(1)及び(2) 略

(医療証)

第5条 医療費の助成を受けようとする保護者又は特定高校生等は、当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等について区長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 区は、前条の規定により医療証の交付を受けた保護者の監護する子ども又は特定高校生等 _____ の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその

としない。

(1)及び(2) 略

(医療証)

第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、その保護する乳幼児等 _____ について区長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 区は、前条の規定により医療証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）の保護する乳幼児等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって当該乳幼児等 _____ に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその

その旨)並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、当該疾病又は負傷について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第10条 対象者は、当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成を受けた額の限度において、対象者が当該疾病又は負傷に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

2 略

(助成費の返還等)

第11条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第1号に該当する場合にあっては、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた額を、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等の疾

その旨)並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、当該疾病又は負傷について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第10条 対象者は、その保護する乳幼児等の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成を受けた額の限度において、対象者が当該疾病又は負傷に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

2 略

(助成費の返還等)

第11条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第1号に該当する場合にあっては、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた額を、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じたその保護する乳幼児等の疾

病又は負傷に係る医療費の助成を受けた額を限度とする。)を返還させることができる。

(1)～(4) 略

- 2 第5条の規定により医療証の交付を受けた保護者の監護する子ども又は特定高校生等の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において、当該対象者が第三者から当該疾病又は負傷に係る損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

病又は負傷に係る医療費の助成を受けた額を限度とする。)を返還させることができる。

(1)～(4) 略

- 2 対象者が保護する乳幼児等

_____の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において、当該対象者が第三者から当該疾病又は負傷に係る損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。